

環 対 第 7 0 号
令和元年5月20日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見に
ついて (通知)

平成30月12月9日付けで日立サステナブルエナジー株式会社取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、宮城県白石市及び七ヶ宿町において、売電することを目的として、最大出力 29,600 kW (定格出力 3,700 kW, 風力発電設備 8 基) の風力発電施設を設置する事業であり、本県における再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現に寄与するものである。

しかしながら、対象事業実施区域は、優れた自然の風景地として保護されている蔵王高原県立自然公園内に位置し、クマタカなどの希少な動物の生息が確認されているほか、近傍には、東北の名峰である蔵王連峰や水道水源である七ヶ宿ダムが存在することから、本事業の実施により、これら希少猛禽類を含む豊かな自然環境や眺望景観、水道水源に対する影響が懸念される。

このため、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 風力発電設備等の配置等の検討

対象事業実施区域は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成 30 年 5 月宮城県)」において、保護優先・地形障害エリアに選定された区域が含まれている。また、蔵王連峰等の景観資源への配慮が必要な地域となっている。

このことから、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の位置、規模、配置及び構造(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、周辺の生活環境及び自然環境並びに景観への影響について最大限配慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。

(2) 調査・予測及び評価の手法

環境影響の調査は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電基数の削減など、必要に応じ事業計画の見直しを行うこと。

(4) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の地域住民、関係自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音・低周波音による影響

イ 騒音・低周波音（以下「騒音等」という。）の調査に当たっては、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価すること。

ロ 騒音等の影響については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考とするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例（平成13年3月9日条例第10号）に定める水源保護地域であり、水源かん養保安林や複数の河川源流部及び沢筋等が存在し、水道や農業用水の水源として利用されている地域でもあるため、工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。

このことから、工事の実施による水の濁りについては、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土工量の抑制や仮設沈砂地の設置等、影響を回避又は低減する方法を検討すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

対象事業実施区域は、砂防指定地や土砂災害警戒区域（地滑り）に指定された区域に隣接している。

このことから、事業実施に伴う変化が周辺の土石流災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な対策等を検討すること。

(4) 動物に対する影響

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル、イノシシ、クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、これらの動物の生息環境への影響が懸念される。

このことから、ニホンカモシカ等への影響については、専門家の意見を聴くなど適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 対象事業実施区域は、希少種であるクマタカをはじめとする鳥類が生息するほか、奥羽山脈沿いでブナ林等の樹洞があることから、希少なコウモリ類も生息し、さらに、鳥類及びコウモリ類（以下「鳥類等」という。）が渡りを行う地域である。

このことから、鳥類等への影響を調査するに当たっては、環境保全措置を実施する上で必要な構造や機能を有した風力発電施設の導入を想定した上で、予測及び評価すること。

ハ 鳥類等の空間飛翔密度については、100m×500mの帯状区内において風車の回転する高度を飛翔する個体数を計測するなど、適切に調査を実施すること。

ニ 鳥類等の空間飛翔密度を適切に把握するため、夜間調査においては、LEDライト等を用いて目視にて計測するなど、適切に調査を実施すること。

ホ 鳥類の生息密度を把握するに当たっては、なわばり記図法など、より詳細な調査を実施すること。

ヘ 一般的にコウモリ類は、強風時に飛翔しないことから、コウモリ類の衝突リスクについて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、最適なカットイン風速を検討すること。

ト 両生類については、夜間調査も行うこと。

チ 対象事業実施区域はキタオウシュウサンショウウオの南限地域に当たる。小型サンショウウオの同定など漏れのないよう十分注意して調査すること。

(5) 植物に対する影響

対象事業実施区域は県立自然公園内にあることから、改変区域の植生の復元に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に自生する植物種苗のみを使用するなど、遺伝的攪乱の防止を踏まえた環境保全措置を検討すること。

(6) 景観に対する影響

対象事業実施区域周辺には、蔵王連峰や「みやぎ蔵王三十六景」に選定された川原子ダムなどの重要な景観資源が存在することから、風力発電施設の存在による景観への影響が懸念される。

このため、景観の調査、予測及び評価に当たっては、現地調査により重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況などを把握した上で、フォトモニタージュや動画を作成し、適切に行うこと。また、評価に当たっては、垂直視野角だけではなく、風力発電設備の稼働による誘目性を考慮すること。

特に、白石城天守閣や川原子ダムからの景観については、眺望景観の重要性を考慮した上で評価を行うこと。

(7) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

事業実施により発生する廃棄物については、建設工事から事業終了後の設備撤去工事に至るまでに発生する種類や量について予測し、再生利用等の適正な処理方法について検討すること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

森林伐採、土地の改変等の工事及び設置される風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄等による温室効果ガスの排出量と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。

(9) 放射線の量による影響

対象事業実施区域は地形的に空間放射線量が高い可能性があり、事業実施によってホットスポットが形成される可能性もあることから、放射線の量の調査、予測及び評価を適切に実施すること。